

## 建設業法による監督処分基準

平成14年9月30日制定  
平成19年10月12日一部改正  
平成20年3月14日一部改正  
平成21年11月10日一部改正  
令和4年4月1日一部改正

### 1 趣旨

本基準は、建設業者による刑法の談合・贈賄、独占禁止法のいわゆる入札談合、経営事項審査虚偽申請、一括下請負、公衆危害、工事関係者事故及び建築基準法等建設工事の施工等に関する他法令違反等並びに無許可業者（建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者をいう。以下同じ。）による請負契約に関し著しく不誠実な行為等（以下「不正行為等」という。）について、知事が監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより、建設業を営む者の不正行為等に厳正に対処し、もって建設業に対する県民の信頼確保を図るとともに、不正行為等を未然に防止することを目的とする。

### 2 監督処分の基本的考え方

建設業を営む者の不正行為等に対する監督処分は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ、本基準に従い、当該不正行為等の内容・程度、社会的影響、情状等を総合的に勘案して行うものとする。

### 3 監督処分の対象

#### (1) 地域

監督処分は、地域を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が地域的に限定され当該地域の担当部門のみで処理されたことが明らかな場合は、必要に応じ地域を限って処分を行うこととする。この場合においては、当該不正行為等が行われた地域を管轄する地方整備局又は北海道開発局（当該地域が沖縄県の区域にあっては沖縄総合事務局）の管轄区域全域（九州地方整備局にあっては沖縄県の区域全域を、沖縄総合事務局にあっては九州地方整備局の管轄区域全域を含む。）における処分を行うことを基本として地域を決定することとする。なお、役員等が不正行為等を行ったときは、代表権の有無にかかわらず、地域を限った処分は行わない。

#### (2) 業種

監督処分は、業種を限定せずに行うことを基本とする。ただし、営業停止処分を行う場合において、不正行為等が特定の工事の種別（土木、建築等）に係る部門のみで発生したことが明らかなきは、必要に応じ当該工事の種別に応じた処分を行うこととする。この場合においては、不正行為等に関連する業種について一括して処分を行うこととし、原則として許可業種ごとに細分化した処分は行わない。

#### (3) 請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分

建設工事の請負契約に関する不正行為等に対する営業停止処分は、公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約（当該公共工事について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。）に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事に係るものについて、それ以外の工事の請負契約に関して不正行為等を行った場合はその営業のうち公共工事以外の工事に係るものについて、それぞれ行うものとする。

#### (4) 時期等

ア 他法令違反に係る監督処分については、原則として、その刑の確定、排除措置命令又は課徴金納付命令の確定等の法令違反の事実が確定した時点で行うものとするが、その違反事実が明白な場合は、刑の確定等を待たずに行うことを妨げるものではない。

イ 贈賄等の容疑で役員等又は他の職員（以下、役職員という。）が逮捕された場合など社会的影響の大きい事案については、営業停止処分その他法令上の必要な措置を行うまでに相当の期間を要すると見込まれるときは、これらの措置を行う前に、まず、法令遵守のための社内体制の整備等を求めることを内容とする勧告を書面で行うこととする。

ウ 公正取引委員会による警告が行われた場合、建設業を営む者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合等で必要があるときは、監督処分に至らない場合であっても、勧告等の措置を機動的に行うこととする。

エ 指示処分を行った場合においては、建設業を営む者が当該指示に従っているかどうかの点検、調査を行う等の所要の措置を講ずることとする。

#### 4 監督処分の基準（基本的考え方）

##### （1）建設業法第 28 条第 1 項又は第 2 項の各号の一に該当する不正行為等があった場合

当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を行うこととし、その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお、個々の監督処分を行うに当たっては、情状により、必要な加重又は軽減を行うことを妨げない。

##### （2）（1）以外の不正行為があった場合

① 建設業法の規定（第 19 条の 3、第 19 条の 4 及び第 24 条の 3 から第 24 条の 5 までを除き、入札契約適正化法第 13 条第 3 項の規定により読み替えて適用される第 24 条の 7 第 4 項を含む。）、入札契約適正化法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定、又は履行確保法第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 10 条第 1 項の規定に違反する行為を行ったとき

指示処分を行うこととする。具体的には、建設業法第 11 条、第 19 条、第 40 条、第 40 条の 3 違反等がこれに該当するものとする。

② 建設業法第 19 条の 5 の規定に違反する行為を行ったとき

注文者が建設業者であって、通常必要と認められる期間に比べ著しく短い期間を工期とした請負契約を締結した場合において、特に必要があると認められるときは、当該業者に対して必要な勧告を行うこととし、正当な理由がなく勧告に従わない場合は、指示処分を行うこととする。

##### （3）不正行為等に関する建設業者の情状が特に重い場合又は建設業者が営業停止処分に違反した場合

建設業法第 29 条の規定により、許可の取消しを行うこととする。

#### 5 監督処分の具体的な基準

別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする。

#### 6 処分の加重等

##### （1）不正行為等が複合する場合の監督処分

不正行為等が複合する場合の監督処分の基準は、次のとおりとする。なお、情状により、必要な加重又は軽減を行うことを妨げないものとする。

ア 一の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準のうち、当該建設業を営む者に対して最も重い処分を課すこととなるものに従い、監督処分を行うこととする。

イ 複数の不正行為等が二以上の処分事由に該当するとき

（ア）それぞれが営業停止処分事由に当たるとき

a 複数の不正行為等が二の営業停止処分事由に該当するときは、それぞれの処分事由に係る監督処分基準に定める営業停止の期間の合計により営業停止処分を行うこととする。ただし、一の不正行為等が他の不正行為等の手段又は結果として行われたことが明らかなきは、

それぞれの処分事由に係る監督処分基準のうち最も重い処分について、営業停止の期間を2分の3倍に加重して行うものとする。

b 複数の不正行為等が三以上の営業停止処分事由に該当するときは、情状により、aに定める期間に必要な加重を行うものとする。

(イ) ある行為が営業停止処分事由に該当し、他の行為が指示処分事由に該当するとき

営業停止処分事由に該当する行為については、営業停止処分を行い、指示処分事由に該当する行為については、指示処分を行うこととする。

(ウ) それぞれが指示処分事由に当たるとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項又は第2項の各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

ウ 複数の不正行為等が一の処分事由に2回以上該当するとき

(ア) 一の営業停止処分事由に2回以上該当するとき

当該処分事由に係る監督処分の基準について、営業停止の期間を2分の3倍に加重した上で、当該加重後の基準に従い、営業停止処分を行うこととする。

(イ) 一の指示処分事由に2回以上該当するとき

原則として指示処分を行うこととする。なお、不正行為等が建設業法第28条第1項又は第2項の各号の一に該当するものであるときは、当該不正行為等の内容・程度等により、営業停止処分を行うことを妨げないものとする。

(2) 不正行為等を重ねて行った場合の加重

ア 営業停止処分を受けた者が再び営業停止処分を受ける場合

営業停止処分を受けた建設業を営む者が、当該営業停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、再び同種の不正行為等を行った場合において、当該不正行為等に対する営業停止処分を行うときは、情状により、必要な加重を行うこととする。なお、先行して行われた営業停止処分の処分日より前に行われた不正行為等により再び営業停止処分を受ける場合は、この限りでない。

イ 指示処分を受けた者が指示に従わなかった場合

建設業を営む者が指示の内容を実行しなかった場合又は指示処分を受けた日から3年を経過するまでの間に、指示に違反して再び類似の不正行為等を行った場合（技術者の専任義務違反により指示処分を受けた建設業者が再び専任義務違反を犯すなどの場合をいう。）には、情状を重くみて、営業停止処分を行うこととする。

(3) 営業停止処分により停止を命ずる行為

営業停止処分により停止を命ずる行為は、請負契約の締結及び入札、見積り等これに付随する行為とする。営業停止処分を受けた建設業を営む者が、当該営業停止の期間中に行えない行為及び当該営業停止の期間中でも行える行為の例は、別表のとおりとする。

(4) 不正行為等を行った企業に合併等があったときの監督処分

不正行為等を行った建設業を営む者（以下「行為者」という。）に、不正行為等の後、合併、会社分割又は営業譲渡があった場合で、行為者の営業を承継した建設業を営む者（以下「承継者」という。）の建設業の営業が、行為者の建設業の営業と継続性及び同一性を有すると認められるとき

ア 行為者が当該建設業を廃業している場合には、承継者に対して監督処分を行う。

イ 行為者及び承継者がともに当該建設業を営んでいる場合には、両者に対して監督処分を行う。

## 7 その他

- (1) 建設業許可又は経営事項審査に係る虚偽申請等建設業法に規定する罰則の適用対象となる不正行為等については、告発をもって臨むなど、法の厳正な運用に努めることとする。
- (2) 不正行為等に対する監督処分に係る調査等は、原則として、当該不正行為等があった時から3年以内に行うものとする。ただし、他法令違反等に係る監督処分事由に該当する不正行為等であって、公訴提起されたもの等については、この限りでない。
- (3) 監督処分の内容については、速やかに公表することとする。

## 8 施行期日等

- (1) この基準は、令和4年4月1日から施行する。
- (2) この基準は、その施行後に不正行為等が行われたものから適用し、施工日前に行われた不正行為に対する適用については、なお従前の例による。

## 建設業者に対する監督処分のための具体的基準

不正行為等の内容		処分内容	
1 建設業者の業務に関する談合・贈賄等 (刑法違反(競売入札妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪)、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反)	① 代表権のある役員(個人の場合は本人。以下同じ。)が刑に処せられた場合	営業 1年	
	② 代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	120日以上	
	③ 役員又は政令で定める使用人以外の職員が刑に処せられた場合	60日以上	
	④ 独占禁止法に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令の確定があった場合(独占禁止法第7条の2第13項に基づく通知を受けた場合を含む。)	停止 30日以上	
	⑤ ①～④(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)の営業停止の期間満了後10年を経過するまでの間に、①～④に該当する不正行為等(独占禁止法第3条違反に係るものに限る。)があった場合	それぞれの不正行為等に係る営業停止の期間を2倍に加重して1年以内	
2 請負契約に関する不誠実な行為(建設業者が請負契約に関し(入札、契約の締結・履行、瑕疵担保責任の履行その他の建設工事の請負契約に関する全ての過程をいう。)、社会通念上建設業者が有すべき誠実性を欠くものと判断されるもの)	① 虚偽申請	ア 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた場合において、平成20年国土交通省告示第85号第一の四の5の(一)に規定する監査の受審状況において加点され、かつ、監査の受審の対象となった計算書類、財務諸表等の内容に虚偽があった場合	営業停止45日以上
		イ 完成工事高の水増し等の虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたときで、ア以外の場合	営業停止30日以上
		ウ 公共工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をした場合その他公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行った場合(ア・イに規定される場合を除く。)	営業停止15日以上
	② 一括下請負	ア 建設業者が建設業法第22条の規定に違反したとき	営業停止15日以上※1
		イ 建設業者が建設業法第26条の3第9項の規定に違反したとき	営業停止15日以上
	③ 主任技術者等の不設置等(建設業法第26条違反)	ア 不設置(資格要件を満たさない者を置いたときを含む。)	営業停止15日以上
		イ 専任義務違反	指示処分
		ウ イの指示処分に従わない場合	営業停止7日以上
		エ 主任技術者等の施工管理が著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められる場合	直ちに技術者等の変更を勧告 必要に応じ指示処分
		オ エの指示処分に従わない場合	営業停止7日以上
	カ 不正に資格又は監理技術者資格者証を取得した者を主任技術者又は監理技術者として工事現場に置いていた場合	営業停止30日以上	
	⑤ 粗雑工事等により、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合	営業停止15日以上	
	⑥ ⑤のうち低入札価格調査が行われた工事である場合	営業停止30日以上	
⑦ 施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成	営業停止7日以上		

	⑧ 無許可業者等との下請契約	ア 建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結した場合	営業停止7日以上※2
		イ 特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した場合	
		ウ 情を知って、営業停止処分を受けた者等と下請契約を締結したとき	営業停止7日以上
3 事故	① 公衆危害	ア 建設工事を適切に施工しなかったために、公衆に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が刑に処せられた場合で、公衆に重大な危害を及ぼしたと認められる場合	営業停止7日以上
		イ 危害の程度が軽微と認められる場合	指示処分
		ウ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼすおそれが大である場合	直ちに技術者等の変更を勧告 必要に応じ指示処分
		エ ウの指示処分に従わない場合	営業停止7日以上
	② 工事関係者事故	ア 工事関係者に死亡者又は3人以上の負傷者を生じさせたことにより、役職員が刑に処せられた場合で、特に重大な事故を生じさせたと認められる場合	営業停止3日以上
	イ ア以外の場合で役職員が労働安全衛生法違反により刑に処せられた場合	指示処分	

不正行為等の内容		処分内容	
4 建設工事の施工等に関する他法令違反	① 建設工事の施工等に関する他法令違反	ア 役員又は政令で定める使用人が建築基準法違反等で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
		イ ア以外の場合で役職員が建築基準法違反等で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
		ウ 建設業法施行令第3条の2第1号等に規定する命令を受けた場合	指示処分
		エ ウの命令に違反した場合	営業停止3日以上
		オ 役員又は政令で定める使用人が廃棄物処理法違反又は労働基準法違反等で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
		カ オ以外の場合で役職員が廃棄物処理法違反、労働基準法違反等で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
		キ 役員又は政令で定める使用人が特定商取引に関する法律違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
		ク キ以外の場合で役職員が特定商取引に関する法律違反で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
		ケ 特定商取引に関する法律第7条等に規定する指示処分を受けた場合	指示処分
		* 特定商取引に関する法律第8条第1項等に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上
	② 役員等による信用失墜行為等	ア 役員又は政令で定める使用人が法人税法、消費税法等の税法違反で懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上
		イ ア以外の場合で役職員が法人税法、消費税法等の税法違反で刑に処せられた場合	営業停止3日以上
ウ 役員又は政令で定める使用人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反（第31条第7項の規定を除く。）等で刑に処せられた場合		営業停止7日以上	
③ 健康保険法違反、厚生年金法違反、雇用保険法違反	ア 役員等又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上	
	イ ア以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止3日以上	
	ウ 健康保険、厚生年金保険又は雇用保険に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合	指示処分	
	エ ウの指示処分に従わない場合	営業停止3日以上	
5 履行確保法違反	① 履行確保法第5条の規定に違反した場合	指示処分	
	② ①の指示処分に従わない場合	営業停止15日以上	
	③ 履行確保法第3条第1項又は第7条第1項の規定に違反した場合	指示処分	
	④ ③の指示処分に従わない場合	営業停止7日以上	

※1 元請負人が施工管理等について契約を誠実に履行しない場合等、建設工事を他の建設業者から一括して請け負った建設業者に酌量すべき情状があるときは、営業停止の期間について必要な軽減を行うこととする。

※2 建設業者に酌量すべき情状があるときは、必要な軽減を行うこととする。

別紙 2

無許可業者に対する監督処分の具体的基準

不正行為等の内容			処分内容	
1 契約締結の過程に関する法令違反	① 刑法違反(詐欺罪)	ア 代表権のある役員が懲役1年以上の刑に処せられ、かつ、情状が重い場合	営業	1年以内
		イ 代表権のある役員が刑に処せられた場合でア以外の場合		90日以上
		ウ 代表権のない役員又は政令で定める使用人が刑に処せられた場合	停止	60日以上
		エ 役員又は政令で定める使用人以外の職員が刑に処せられた場合		30日以上
	② 特定商取引に関する法律違反	ア 役員又は政令で定める使用人が懲役刑に処せられた場合	営業停止7日以上	
		イ ア以外の場合で役職員が刑に処せられた場合	営業停止3日以上	
		ウ 特定商取引に関する法律第7条等※3に規定する指示処分を受けた場合	指示処分	
		エ 特定商取引に関する法律第8条第1項等※4に規定する業務等の停止命令を受けた場合	営業停止3日以上	
2 軽微ではない工事を無許可で請負った場合	建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反し、無許可で工事一件の請負代金の額が500万円以上(建築一式工事にあつては、請負代金の額が1,500万円以上又は延べ面積が150平方メートル以上の木造住宅工事)を請け負った場合※5		営業停止3日以上	
3 粗雑工事等による重大な瑕疵	施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより、工事目的物に重大な瑕疵が生じた場合		営業停止3日以上	

- ※3 第7条(訪問販売)、第14条(通信販売)、第22条(電話勧誘販売)、第38条(連鎖販売取引)、第46条(特定継続的役務提供)又は第56条(業務提供誘引販売取引)
- ※4 第15条第1項(通信販売)、第23条第1項(電話勧誘販売)、第39条第1項(連鎖販売取引)、第47条第1項(特定継続的役務提供)又は第57条第1項(業務提供誘引販売取引)
- ※5 建設業法施行令第1条の2第2項により、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請負った場合については、各契約の請負代金の額の合計をもって判断額とすることとする。

別表

<p>一 営業停止期間中は行えない行為</p> <hr/> <p>1 新たな建設工事の請負契約の締結（仮契約等に基づく本契約の締結を含む。）</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約の変更であって、工事の追加に係るもの（工事の施工上特に必要があると認められるものを除く。）</p> <p>3 前2号及び営業停止期間満了後における新たな建設工事の請負契約の締結に関連する入札、見積り、交渉等</p> <p>4 営業停止処分に地域限定が付されている場合にあっては、当該地域内における前各号の行為</p> <p>5 営業停止処分に業種限定が付されている場合にあっては、当該業種に係る第1号から第3号までの行為</p> <p>6 営業停止処分に公共工事又はそれ以外の工事に係る限定が付されている場合にあっては、当該公共工事又は当該それ以外の工事に係る第1号から第3号までの行為</p>
<p>二 営業停止期間中でも行える行為</p> <hr/> <p>1 建設業の許可、経営事項審査、入札の参加資格審査の申請</p> <p>2 処分を受ける前に締結された請負契約に基づく建設工事の施工</p> <p>3 施工の瑕疵に基づく修繕工事等の施工</p> <p>4 アフターサービス保証に基づく修繕工事等の施工</p> <p>5 災害時における緊急を要する建設工事の施工</p> <p>6 請負代金等の請求、受領、支払い等</p> <p>7 企業運営上必要な資金の借入れ等</p>